

## 令和8年4月定例教育委員会会議録

鳴門市教育委員会4月定例教育委員会は、4月3日招集告示。

4月10日16時00分、鳴門市役所本庁舎3階 会議室301で開会。

同日17時15分閉会した。

### • 出席者

教育長 阿部教育長

委員 賀川委員 西條委員

事務局職員 小椋教育次長 黒濱こども未来創造部長 坂東教育総務課長

和田学校教育課長 小寺こども保育教育課長

藤川社会教育人権室長 八木学校給食センター所長

前場図書館長 岡教育支援室長 和泉教育総務課副課長

### • 傍聴者

1名

### • 会議は、教育長が議事を進行した。

### • 議事の内容は次のとおりである。

議案第11号 令和8年度鳴門市教育委員会教育重点施策について

議案第12号 臨時代理の承認について（組織・機構の見直しに伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則について）

議案第13号 臨時代理の承認について（鳴門市社会教育指導員の設置及びサービスに関する規則の一部を改正する規則について）

議案第14号 臨時代理の承認について（鳴門市社会教育委員の解嘱及び委嘱について）

議案第15号 臨時代理の承認について（鳴門市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について）

議案第16号 臨時代理の承認について（鳴門市青少年会館運営委員会委員の委嘱について）

議案第17号 臨時代理の承認について（鳴門市図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について）

議案第18号 臨時代理の承認について（鳴門市鳴門高等学校奨学金奨学生の決定について）

議案第19号 臨時代理の承認について（鳴門市いじめ問題等対策委員会委員の解嘱及び委嘱について）

議案第20号 臨時代理の承認について（鳴門市青少年補導員（地区選出補導員）の委嘱について）

- 教育長は、16時00分、4月定例教育委員会の開会を宣した。
- 教育長は、会議録の朗読を事務局に求めた。  
和泉教育総務課副課長は、3月臨時教育委員会の会議録を朗読した。
- 教育長は、会議録の承認について諮り、全委員異議なく承認した。
- 教育長は、議案第11号 令和8年度鳴門市教育委員会教育重点施策について、事務局に説明を求めた。

坂東教育総務課長は、令和8年度の教育に関する事務の執行にあたり指針となる重点施策を定めたい旨、説明し、教育委員会の重点目標等や教育総務課の重点施策について、説明した。

藤川社会教育人権室長は、社会教育人権室所管の重点施策について、説明した。

八木学校給食センター所長は、学校給食センター所管の重点施策について、説明した。

前場図書館長は、図書館所管の重点施策について、説明した。

和田学校教育課長は、学校教育課所管の重点施策について、説明した。

岡教育支援室長は、教育支援室所管の重点施策について、説明した。

賀川委員は、SSR（スペシャルサポートルーム）と小中一貫教育の取組内容について、説明を求めた。

岡教育支援室長は、SSR（スペシャルサポートルーム）を今年度から設置するにあたり、小中学校で各1校ずつ支援員を配置した旨、説明した。

和田学校教育課長は、瀬戸中学校区における「小中一貫教育（徳島モデル）推進事業」について、説明した。

西條委員は、図書館の利用統計のうち、登録者数が減少している理由について、説明を求めた。

前場図書館長は、正確な利用人数を把握するため、図書貸し出しカードの4年間の有効期限後に利用がなかった場合や死亡等による登録の削除など、登録者を整理したことにより減少した旨、説明した。

- 教育長は、議案第11号について諮り、協議の結果、全委員異議なく原案どおり決した。
- 教育長は、議案第12号 臨時代理の承認について（組織・機構の見直しに伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則について）、事務局に説明を求めた。

坂東教育総務課長は、令和8年度組織・機構の見直しにより、「社会教育人権室」の設置など教育委員会組織を見直すことから、関係教育委員会規則について所要の改正を行う必要が生じたが、教育委員会の議決を得ることなく、教育長が臨時代理を行ったことから、これを報告し、その承認を得たい旨、説明した。

- 教育長は、議案第12号について諮り、協議の結果、全委員異議なく承認した。
- 教育長は、議案第13号 臨時代理の承認について（鳴門市社会教育指導員の設置及び服務に関する規則の一部を改正する規則について）、事務局に説明を求めた。

藤川社会教育人権室長は、社会教育指導員については、規則上その勤務が原則週4日と定められているが、人員配置や業務量の増加等に対し週5日勤務という柔軟な勤務形態がとれるよう所用の改正を行う必要が生じたが、教育委員会の議決を得ることなく、教育長が臨時代理を行ったことから、これを報告し、その承認を得たい旨、説明した。

- 教育長は、議案第13号について諮り、協議の結果、全委員異議なく承認した。
- 教育長は、議案第14号 臨時代理の承認について（鳴門市社会教育委員の解嘱及び委嘱について）、事務局に説明を求めた。

藤川社会教育人権室長は、鳴門市社会教育委員条例に基づく、本件委員について、委員1名より辞職願の提出があったことから、後任者を新たに委嘱する必要が生じたが、教育委員会の議決を得ることなく、教育長が臨時代理を行ったことから、これを報告し、その承認を得たい旨、説明した。

- 教育長は、議案第14号について諮り、協議の結果、全委員異議なく承認した。
- 教育長は、議案第15号 臨時代理の承認について（鳴門市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について）、事務局に説明を求めた。

藤川社会教育人権室長は、鳴門市公民館条例に基づく、本件委員について、委員3名より辞職願の提出があり、後任者を新たに委嘱する必要が生じたが、教育委員会の議決を得ることなく、教育長が臨時代理を行ったことから、これを報告し、その承認を得たい旨、説明した。

- 教育長は、議案第15号について諮り、協議の結果、全委員異議なく承認した。
- 教育長は、議案第16号 臨時代理の承認について（鳴門市青少年会館運営委員会委員の委嘱について）、事務局に説明を求めた。

藤川社会教育人権室長は、鳴門市青少年会館条例に基づく、本件委員について、任期満了に伴い次期委員15名の委嘱をする必要が生じたが、教育委員会の議決を得ることなく、教育長が臨時代理を行ったことから、これを報告し、その承認を得たい旨、説明した。

- 教育長は、議案第16号について諮り、協議の結果、全委員異議なく承認した。
- 教育長は、議案第17号 臨時代理の承認について（鳴門市図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について）、事務局に説明を求めた。

前場図書館長は、鳴門市立図書館条例に基づく、本件委員について、1名より辞職願の提出があったことから、後任者を新たに委嘱する必要が生じたが、教育委員会の議決を得ることなく、教育長が臨時代理を行ったことから、これを報告し、その承認を得たい旨、説明した。

- 教育長は、議案第17号について諮り、協議の結果、全委員異議なく承認した。
- 教育長は、議案第18号 臨時代理の承認について（鳴門市鳴門高等学校奨学金奨学生の決定について）は、個人の特定につながる恐れがあることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、会議を非公開としたい旨提案し、全委員異議なく承認した。
- 教育長は、議案第18号 臨時代理の承認について（鳴門市鳴門高等学校奨学金奨学生の決定について）、事務局に説明を求めた。

和田学校教育課長は、鳴門市鳴門高等学校奨学金給付事業実施要綱に基づく奨学生の決定について、教育委員会の議決を得ることなく、教育長が臨時代理を行ったことから、これを報告し、承認を得たい旨説明した。

(会議の内容については、非公開)

- 教育長は、議案第18号について諮り、協議の結果、全委員異議なく承認した。
- 教育長は、議案第19号 臨時代理の承認について（鳴門市いじめ問題等対策委員会委員の解嘱及び委嘱について）、事務局に説明を求めた。

岡教育支援室長は、いじめ防止対策推進法の規定に基づく附属機関として設置した鳴門市いじめ問題等対策委員会において、委員3名より辞職届の提出があったことから、後任者を新たに委嘱する必要性が生じたが、教育委員会の議決を得ることなく、教育長が臨時代理を行ったことから、これを報告し、その承認を得たい旨、説明した。

- 教育長は、議案第19号について諮り、協議の結果、全委員異議なく承認した。
- 教育長は、議案第20号 臨時代理の承認について（鳴門市青少年補導員（地区選出補導員））の委嘱について）、事務局に説明を求めた。

岡教育支援室長は、鳴門市青少年センター設置条例施行規則に基づく、本件委員について、1名が死亡したことから、新たに補導員を委嘱する必要性が生じたが、教育委員会の議決を得ることなく、教育長が臨時代理を行ったことから、これを報告し、その承認を得たい旨、説明した。

- 教育長は、議案第20号について諮り、協議の結果、全委員異議なく承認した。
- 教育長は、17時15分、閉会を宣した。
- その他の事項は次のとおりである。

坂東教育総務課長は、令和8年度給食費について、説明した。

教育長は、5月定例教育委員会を、5月18日16時から開催することを確認した。